

第60期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成**27**年 **3** 月**21**日（土曜日）
正午（受付開始：午前11時30分）

開催場所

東京都港区台場一丁目9番1号
ホテル日航東京 1階「オリオン」
末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

第1号 議 案 取締役7名選任の件

第2号 議 案 業績達成条件付新株予約権を 発行する件

目 次

招集ご通知

第60期定時株主総会招集ご通知	1
-----------------------	---

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件	3
第2号議案 業績達成条件付新株予約権を発行する件	7

招集通知提供書面

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	12
2. 会社の状況に関する事項	25

連結計算書類	37
--------------	----

計算書類	47
------------	----

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	55
-----------------------	----

計算書類に係る会計監査報告	56
---------------------	----

監査委員会の監査報告	57
------------------	----

株主メモ	58
------------	----

株 主 各 位

(証券コード：6817)
平成27年3月2日

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目39番5号
水 天 宮 北 辰 ビ ル

スミダコーポレーション株式会社
取締役 兼 代表執行役CEO **八幡 滋行**

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁のご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	平成27年3月21日（土） 正午（受付開始は午前11時30分）				
2 場 所	東京都港区台場一丁目9番1号 ホテル日航東京 1階「オリオン」				
3 株主総会の目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第60期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第60期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで） 計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号 議案 取締役7名選任の件 第2号 議案 業績達成条件付新株予約権を発行する件</td></tr></table>	報告事項	1. 第60期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第60期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで） 計算書類報告の件	決議事項	第1号 議案 取締役7名選任の件 第2号 議案 業績達成条件付新株予約権を発行する件
報告事項	1. 第60期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第60期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで） 計算書類報告の件				
決議事項	第1号 議案 取締役7名選任の件 第2号 議案 業績達成条件付新株予約権を発行する件				
4 招集にあたっての決定事項	(1) 議決権行使書またはインターネットによる議決権行使の際に、議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして会社は取扱います。 (2) インターネットにより議決権行使をされた株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主様の意思表示として会社は取扱います。 (3) 議決権行使書のご返送は平成27年3月20日（金）午後5時までに到着するようにご投函ください。 (4) インターネットによる議決権行使は平成27年3月20日（金）午後5時までに行使してください。 (5) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。				

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（<http://www.sumida.com>）

議決権行使等についてのご案内

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社では、定款第17条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。

◎当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成**27**年**3**月**20**日（金曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成**27**年**3**月**20**日（金曜日）午後5時まで

- ① 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、電話代等の通信料金とプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますのでご了承ください。
- ② 携帯電話またはスマートフォンを用いられる場合、機種によってはご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。
- ③ インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として会社は取扱います。

インターネットによる議決権の行使につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
株主名簿管理人：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（フリーダイヤル） 受付時間 午前9時～午後9時

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）の利用を申し込まれた場合には、上記のほか、インターネットによる議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号 議案 取締役7名選任の件

取締役6名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであり、このうち、佐藤穰治氏、歐陽伯康氏、内田莊一郎氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミヒヤエル・ミユールバイエル氏の6名は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1 再任	 やわた しげゆき 八幡 滋行 (昭和26年10月28日生)	(略歴) 昭和52年11月 当社入社 昭和63年3月 当社取締役 平成2年3月 当社代表取締役専務 平成3年4月 当社代表取締役副社長 平成4年3月 当社代表取締役社長 平成15年4月 当社取締役、代表執行役CEO（現任） (地位および担当) 取締役（取締役会議長）、代表執行役CEO、指名委員、報酬委員、 リスクマネジメント委員会議長 (重要な兼職の状況) SUMIDA Europe GmbH 代表取締役	919,331株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2 再任 社外	 さとう じょうじ 佐藤 穰治 (昭和28年11月20日生)	(略歴) 昭和57年4月 中央クーパース&ライブランド・アソシエイツ・インク入社 昭和60年9月 英国クーパース&ライブランド（現 プライスウォーターハウスクーパース）ロンドン事務所 出向 平成元年10月 同事務所 パートナー（国際法人税務部門） 平成7年7月 同事務所 リードパートナー（ヨーロッパ・中東・アフリカにおけるジャパニーズビジネスグループ） 平成14年7月 英国プライスウォーターハウスクーパースセントラルクラスター（ヨーロッパ・中東・アフリカ・インド）ジャパニーズビジネスネットワーク運営委員会議長 平成24年5月 プライスウォーターハウスクーパース(株) エグゼクティブ・シニア・ディレクター（グローバルジャパニーズビジネス） 平成25年3月 当社取締役（現任） (地位および担当) 取締役、監査委員会議長、リスクマネジメント委員	0株

社外取締役候補者の選任理由

佐藤穰治氏は長年にわたりグローバル企業の税務および投資に関するアドバイス実務に携わっており、英国プライスウォーターハウスクーパースにおいてパートナーなどの役職を歴任しました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に会計および税務分野において培われた経営に関する知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3 再任 社外	 アウヤン パクホン 歐陽 伯康 (昭和42年12月24日生)	(略歴) 平成3年9月 Computime Group Limited 入社 平成14年9月 同社CEO 平成21年11月 Vida Nova Ventures チェアマン 平成22年7月 Touchmedia Co-CEO & エグゼクティブ・ディレクター (現任) 平成25年3月 当社取締役 (現任) (地位および担当) 取締役、指名委員会議長、報酬委員会議長 (重要な兼職の状況) Touchmedia Co-CEO & エグゼクティブ・ディレクター Dragonchip Limited ヴァイス・チェアマン Grayhill Hong Kong Company Limited 社外取締役 QVIVO Limited 取締役 Greenlink Global Limited 取締役	0株

社外取締役候補者の選任理由

歐陽伯康氏は電子制御製品を製造する香港Computime Group Limited社の経営に携わり、現在も中国・香港を中心とするアジア企業での経営・取締役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験およびアジア市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4 再任 社外	 うちだ そういちろう 内田 莊一郎 (昭和28年11月8日生)	(略歴) 昭和56年3月 NOK(株) 入社 平成5年6月 同社取締役 平成19年6月 シンジーテック(株)専務取締役 平成22年6月 同社代表取締役社長 平成25年4月 NOK(株)相談役 (現任) 平成26年3月 当社取締役 (現任) (地位および担当) 取締役、監査委員、指名委員、報酬委員、リスクマネジメント委員 (重要な兼職の状況) NOK(株)相談役	0株

社外取締役候補者の選任理由

内田莊一郎氏は長年にわたりNOK(株)の取締役を務め、またシンジーテック(株)の経営に携わりました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験および自動車部品業界に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5 再任 社外	 もろ え ゆきひろ 諸江 幸祐 (昭和30年7月18日生)	(略歴) 昭和60年11月 野村證券(株)入社 昭和63年 7 月 ゴールドマン・サックス証券入社 平成10年11月 同社マネージングディレクター 平成20年 8 月 (株)YUMEキャピタル 代表取締役（現任） (株)いとはんジャパン 代表取締役（現任） 平成20年10月 日本駐車場開発(株) 社外取締役 平成21年 6 月 オイシックス(株) 社外監査役（現任） 平成26年 3 月 当社取締役（現任） (地位および担当) 取締役、監査委員 (重要な兼職の状況) (株)YUMEキャピタル 代表取締役 (株)いとはんジャパン 代表取締役 オイシックス(株) 社外監査役	0株

社外取締役候補者の選任理由

諸江幸祐氏は長年にわたり金融業界で豊富な経験を重ね、現在では複数の会社で経営に携わり、取締役および社外監査役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経験と見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6 新任 社外	 か とう あつし 加藤 厚 (昭和18年4月14日生)	(略歴) 昭和43年 4 月 税理士事務所開業 事務所長 昭和46年10月 クーパース&ライブランド 東京事務所入所 昭和58年 7 月 同事務所パートナー 昭和59年 7 月 合併により、中央監査法人（後の中央青山監査法人、プライスウォーターハウスクーパース メンバーファーム）代表社員 昭和13年 7 月 企業会計基準委員会（ASBJ）非常勤委員 平成18年 9 月 あらた監査法人（プライスウォーターハウスクーパース メンバーファーム）代表社員 平成19年 2 月 コントロール・ソリューションズインターナショナル(株) 代表取締役社長 平成21年 4 月 企業会計基準委員会（ASBJ）常勤委員 平成22年 4 月 同委員会 常勤副委員長 平成25年 4 月 公認会計士加藤厚事務所 公認会計士（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士加藤厚事務所	0株

社外取締役候補者の選任理由

加藤厚氏は、長年にわたりグローバル企業の財務、監査、内部統制、IFRS（国際会計基準）等に関するアドバイス実務や活動に携わっており、クーパース・アンド・ライブランド（C&L）においてパートナーなどの役職を歴任しました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に会計および税務分野において培われた経営に関する知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7 新任 社外	 ミハエル ミュールバイエル （昭和30年2月22日生）	（略歴） 昭和60年10月 Daimler AG入社 平成 6 年 4 月 同社グループのMTU Friedrichshafen GmbH 財務管理課長 平成 9 年 4 月 同社グループのTEMIC TELEFUNKEN Mikroelektronik GmbH エグゼクティブ・バイスプレジデント 平成10年11月 同社グループの米国Mercedes-Benz Credit Corp ニューヨーク事務所 エグゼクティブ・バイスプレジデント 平成10年11月 米国Chrysler Financial Corp デトロイト事務所 エグゼクティブ・バイスプレジデント 平成12年 8 月 DaimlerChrysler AG（財務） シニア・バイスプレジデント 平成17年 7 月 Daimler AG（IR&財務） シニア・バイスプレジデント	0株

社外取締役候補者の選任理由

ミハエル・ミュールバイエル氏は長年にわたりドイツの自動車メーカーのDaimler AG社の財務に携わりました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に財務分野において培われた経営者としての知識、経験、自動車・電機業界および欧州・米国市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。

- （注）1. SUMIDA Europe GmbHは当社の子会社であり、当社は当該会社に対し資金の貸付等を行っています。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、社外取締役候補者のうち、佐藤穰治氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミハエル・ミュールバイエル氏の5名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

上記7名を取締役候補者とする理由は、八幡滋行氏、佐藤穰治氏、歐陽伯康氏、内田莊一郎氏、諸江幸祐氏の5名については、スミダグループに対し、取締役として経営の基本方針の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしており、引き続き取締役として重任をお願いするものであります。

社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約については次のとおりです。

- 社外取締役候補者の選任理由について
当社は委員会設置会社です。委員会設置会社は、取締役会は経営の監督に特化するとともに、社外取締役が過半数を占める委員会を設置して経営の透明性の向上を図り、業務執行に専従する機関として執行役を置き、「経営の監督」と「業務執行」を明確に分離し、両者を有効に機能させる組織機構です。そのため委員会設置会社では複数の社外取締役を選任する必要がありますが、当社では取締役会の一層の機能の強化を目指し、取締役の過半数を社外取締役とすることにしており、6名の選任をお願いするものです。
- 社外取締役候補者の独立性について
 - 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
 - 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
 - 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者と三親等以内の親族関係はありません。
- 社外取締役との責任限定契約について
当社は現に当社の社外取締役である候補者佐藤穰治、歐陽伯康、内田莊一郎氏および諸江幸祐氏の各氏との間で責任限定契約を締結しています。（契約の内容の概要は事業報告の32頁に記載のとおりです。）各氏の再任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。また、加藤厚氏およびミハエル・ミュールバイエル氏が取締役を選任された場合、当社は両氏との間でも同様の責任限定契約を締結する予定です。

業績達成条件付新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社子会社の取締役および従業員にストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループが平成27年12月期から平成29年12月期までの3ヵ年期間とする中期経営計画を策定し、この中期経営計画における目標の達成、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社子会社の役職員の意欲および士気を一層向上させることを目的とした中期インセンティブプランとして、当社子会社の取締役および使用人に対し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を1株当たり1円とする新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、新株予約権は、下記2. (3)「⑧新株予約権行使の条件」に定めるとおり、当社グループの中期経営計画における業績目標のうち、平成29年12月期の連結損益計算書における当期純利益を26億円以上とするという数値目標を達成した場合のみ権利行使を可能とするもので、新株予約権の付与対象となる当社子会社の取締役および使用人が業績目標に対してコミットメントを負う内容になっています。

また、新株予約権の行使を受けた時点で当社が自己株式を保有している場合には、出来る限りこれを交付する方針であります。

2. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限並びに払込みに関する事項

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権3,600個を上限といたします。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式36万株を上限とし、下記(3)①により新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の上限数を乗じた数といたします。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の払込金額

新株予約権は無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないことといたします。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株といたします。

なお、株主総会における決議の日（以下、「決議日」といいます。）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含みます。以下同じです。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割、または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の適切な調整を行うことができるものといいたします。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）である 1 円に付与株式数を乗じた金額といたします。なお、決議日後に、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額の適切な調整を行うことができるものといいたします。

③新株予約権を行使することができる期間

当社が金融商品取引法に基づき、平成29年12月期に係る有価証券報告書を提出した日の翌日から3年以内の期間の範囲で当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が定める期間といたします。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといいたします。

（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（ア）記載の資本金等増加限度額から上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑤新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものといいたします。

⑥新株予約権の取得事由

- (ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議または取締役会決議により委任を受けた当社執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができるものいたします。
- (イ) 新株予約権者または下記⑧（オ）に定める権利承継者が権利行使をする前に、下記⑧に定める規定その他の事由により新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができるものいたします。

⑦組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨が定められた場合に限ります。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものいたします。

(イ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式といたします。

(ウ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定いたします。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（ウ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額といたします。

(オ) 新株予約権の権利行使期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間（以下、「権利行使期間」といいます。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から権利行使期間の満了日までといたします。

(カ) 新株予約権の行使の条件

下記⑧に準じて決定いたします。

(キ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定いたします。

(ク) 新株予約権の取得に関する事項

上記⑥に準じて決定いたします。

(ケ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」といたします。）による承認を要するものといたします。

⑧新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する平成29年12月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書における当期純利益が26億円以上（以下、「数値目標」といいます。）を達成した場合に、それぞれの新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の個数を限度として、新株予約権を行使することができるものとします。

なお、数値目標の達成率は考慮せず、上記内容の数値目標を達成した場合に限り行使できるものといたします。

(イ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社子会社の取締役または従業員の地位（以下、総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。

(ウ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要します。

- (エ) 新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、またはこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとします。）までに限り、新株予約権を行使することができます。
- (オ) 新株予約権者が死亡したときは、その直前において、（Ⅰ）当該新株予約権者が上記（イ）および上記（ウ）の条件を満たしていた場合、または（Ⅱ）上記（エ）に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を行使することができる（当該新株予約権を行使することができる相続人を以下「権利承継者」といいます。）ただし、権利承継者が行使することができる期間は、（Ⅰ）の場合は、当該新株予約権者の死亡の日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとします。）までとし、（Ⅱ）の場合は、当該新株予約権者が上記（エ）に基づき行使できるとされた期間と同一とします。
- (カ) 権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができません。
- (キ) 新株予約権者または権利承継者は割当てを受けた新株予約権を分割して行使することができません。
- (ク) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによります。

⑨新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものといたします。

(4) 新株予約権のその他の事項

上記の細目およびその他の新株予約権の募集事項については、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が定めるものといたします。

(ご参考)

中期経営計画の目標達成、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に向けた中期インセンティブプランとして、当社執行役に対しても行使条件等を同様とする新株予約権の発行を予定しております。当社執行役に対する新株予約権については、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される新株予約権の公正価額に各執行役に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出される金額を新株予約権の払込金額とする予定であり、報酬委員会において、本議案が承認可決されることを条件として、各執行役に対して当該払込金額と同額の報酬を付与すること（なお、各執行役の当社に対する当該報酬請求権と当該払込金額の支払債務とを相殺します。）、また、執行役の個人別の報酬等の具体的内容として新株予約権の内容を上記2.（3）と同様とすることを決定しております。

以上